#### 国立大学法人旭川医科大学における教員評価実施要領

#### (趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人旭川医科大学(以下「本学」という。)における教員個人の教育、研究、 診療、社会貢献・国際交流及び管理・運営に係る諸活動の状況についての点検・評価(以下「教員評価」と いう。)の実施に関する基本的事項について定める。

#### (定義)

第2条 この要領において「教員」とは、常勤の教授、准教授、講師及び助教をいう。

#### (評価の対象期間)

第3条 教員評価の対象期間は、評価実施年度の前年度1年間(以下「評価対象年度」という)とし、毎年度 実施するものとする。

### (評価の目的)

- 第4条 教員評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。
  - (1) 大学の教育研究活動等の活性化を促進する。
  - (2) 評価結果に基づく改善等の取組により、本学の高等教育機関としての教育研究等の質を保証する。
  - (3) 教員の能力及び実績を公正に評価し、評価結果を教員の処遇等へ適切に反映させる。
  - (4) 評価結果を公表することにより、本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め、もって社会への説明責任を果たす。

#### (評価の対象者)

- 第5条 評価対象年度に計6カ月以上、教員として本学に在籍し、且つ評価実施年度の4月1日時点においても引き続き、教員として本学に在籍している者を教員評価の対象者(以下「評価対象教員」)とする。
- 2 評価対象教員のうち、評価対象年度又は評価実施年度に副学長の職にあった教員及び副学長の職にある教員については、その在任期間にかかわらず教員評価の対象外とする。
- 3 評価対象教員のうち、評価対象年度に採用された教員については、短い教員活動期間を考慮し、教員評価の実施の有無について選択できるものとする。
- 4 評価対象教員のうち、留学、研究休職、長期出張、病気休職、育児休業その他合理的な理由がある者は、教員評価の実施の有無について選択できるものとする。

### (評価の実施単位)

第6条 教員の特性等に配慮した適正な評価を実施するため、以下の評価単位に区分する。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	定義
基礎医学	教授	1	【基礎医学】
看護学科			国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6
学科目			項で規定する講座のうち、基礎医学講座に所属する教員
	准教授・講師	2	【看護学科】
			国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6
			項で規定する講座のうち、看護学講座に所属する教員
	助教	3	【学科目】
			国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6
			項で規定する学科目に所属する教員
センター等	教授	4	国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 24 条で

	VII.+II.I. >++.4-	_	
	准教授・講師	5	規定する施設及び第26条で規定する学内共同利用施設
	助教	6	に所属する教員
臨床医学	教授	7	【臨床医学】
診療科等			国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則第 20 条第 6
中央診療施設等			項で規定する講座のうち、臨床医学講座に所属する教員
			【診療科等】
	准教授·講師	8	旭川医科大学病院規程第4条で規定する診療科のほか,光
			学医療診療部, 腫瘍センター, 緩和ケア診療部, 乳腺疾患セ
			ンターに所属する教員
			【中央診療施設等】
	助教	9	旭川医科大学病院規程第8条で規定する中央診療施設等の
			ほか、評価単位「診療科等」に含まれない病院に置かれる部
			署に所属する教員

2 評価単位については、原則として評価対象教員の所属先により固定するが、評価対象教員から変更を認めるに足る合理的な理由の申出があった場合は、教員評価委員会の判断により変更を認めるものとする。

# (評価の対象領域)

第7条 教員評価の対象領域は、「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」の5領域とし、

評価単位ごとに以下のとおり定める。

評価単位	職位区分	評価単位 No.	対象領域
基礎医学	教授	1	
看護学科	准教授・講師	2	「教育」「研究」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
学科目	助教	3	
センター等	教授	4	
	准教授・講師	5	「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
	助教	6	
臨床医学	教授	7	
診療科等	准教授・講師	8	「教育」「研究」「診療」「社会貢献・国際交流」「管理・運営」
中央診療施設等	助教	9	

# (評価の対象項目)

第8条 教員評価の対象項目は、年度ごとに別に定める。

# (評価の実施体制)

第9条 教員評価は、教員評価委員会が実施する。

#### (評価の実施手順)

第10条 教員評価の実施手順は、年度ごとに別に定める。

# (評価の評定区分)

- 第11条 教員評価における領域別評価及び総合評価の評定区分は、以下のとおりとする。
  - (1) 領域別評価の評定区分

評定区分	
I	特に優れた水準
$\Pi +$	優れた水準
П	良好な水準
Ш	標準的な水準
IV	向上が求められる水準
V	改善を要する水準

### (2) 総合評価の評定区分

評定区分	
S	特に優れている
A+	優れている
A	良好である
B+	標準的である
В	向上が求められる
С	改善を要する

2 第5条第3項及び第4項で規定する評価対象教員が教員評価の実施を選択した場合においては、総合評価で「B:向上が求められる」又は「C:改善を要する」の評定を付さないものとする。

#### (評価結果の通知及び不服申立て)

- 第12条 教員評価委員会は、決定した評価結果(案)について、評価対象教員に通知する。
- 2 評価対象教員は、評価結果(案)に不服がある場合、教員評価委員会に対して不服申立てをすることができる。
- 3 教員評価委員会は、評価対象教員から不服申立てを受けた場合は、その内容を踏まえ、評価結果(案)について再度審議の上評価結果を確定し、当該教員に通知する。
- 4 第1項において通知した評価結果(案)について不服申立てが無い場合は、当該評価結果(案)をもって 確定した評価結果とし、改めての通知はしないものとする。

#### (評価結果の活用)

- 第13条 評価対象教員は、自身の教員活動の状況及び評価結果を認識し、自身の教員活動の改善及び向上等 に努めるとともに、本学の教育研究活動等の活性化に役立てるものとする。
- 2 学長は、評価結果を評価対象教員の処遇等に反映させるものとする。

#### (評価結果に基づく改善)

- 第14条 学長は、総合評価において「C:改善を要する」と評定された評価対象教員に対し、今後の教員活動の活性化に資するため、改善計画書を提出させるものとする。
- 2 前項に該当する評価対象教員は、活動の反省点や次年度における改善計画を記載した改善計画書を学長及び1次評価における評価者に提出し、活動の改善に努めなければならない。

#### (評価結果の公表)

- 第15条 教員評価の結果は、教員活動の改善・向上及び社会への説明責任を果たすことを目的として、本学ホームページ上において公表する。
- 2 公表にあたっては、教員個人に係る情報については公表しないものとする。

### (その他)

第16条 この要領に定めるほか教員評価に関し必要な事項は、教員評価委員会が別に定める。

# 令和7年度実施教員評価 実施要領補足事項

この補足事項は、令和7年度教員評価を実施するにあたって、国立大学法人旭川医科大学における教員評価 実施要領において定められていない詳細事項について補足し、記載するものです。

# <目次>

- 1. 評価の実施手順・実施フローについて
- 2. researchmapへの業績の登録について
- 3. 教員評価実施の通知及び調書案の配付・提出について
- 4. 1次評価について
- (1) 概要
- (2) 評価者について
- (3) 領域別評価の配点について
- 5. 2次評価・評価結果(案)の確定について
- (1) 概要
- (2) 必須達成評価項目について
- (3) 領域別評価の反映について
- (4) 総合評価の判定基準について
- 6. その他

# 1.評価の実施手順・実施フローについて

令和7年度実施の教員評価は以下の手順・フローで実施します。

年度区分	時期	手順	フロー	補足説明											
評価対象年度	令和6年3月末	(教員)	令和7年度実施分 教員評価実施要領の公表 ※1	※1 教員評価委員会は教員評価実施要領等を公表します。											
(令和6年度)	令和6年4月~ 令和7年3月	活動期間	教員活動の推進												
			業績データをresearch mapに登録(教員) ※2	※2 教員は自身の業績をresearch mapへ登録します。											
			↓ 教員評価調書の作成・教員に配付(事務局) ※3	※3 教員評価委員会は、教員に教員評価の実施及び評価の具体的な											
	令和7年4月~ 8月頃	(教員) 業績の整理	↓ 教員評価調書の確認・修正(教員) ※4	内容・方法等について通知します。併せて、評価項目ごとに活動実績を記載した教員活動評価調書案を配付します。											
			事務局に提出	※4 教員は教員評価実施要項等に基づき調書を作成し、総務課点検 評価係へ提出します。											
			教員評価調書をもとに教員ごとの業績一覧データを作成 (事務局)	1, MAN. 32.24 0 0 7 0											
			業績一覧データを1次評価者に提供 ※ 5  (a) 領域別評価を決定	※5 1次評価者は、所属する教員の最大5領域について6段階で評											
	令和7年8月	(所属長等)	事務局が取り纏めた所属教員の業績一覧データを確認の上、 5領域について6段階で評価する	価を行い、合計ポイントを算出します。その評価結果・合計ポ イントを教員評価委員会に提出します。 1次評価の詳細については、「4.1次評価について」を参照											
	中旬頃	1 次評価の実施	(b) 領域別評価の結果をポイント化	願います。											
			別に定める配点表により、領域別評価をポイント化する												
			(a) (b) を教員評価委員会に提出 ※ 6												
			(a) (b)	※6 教員評価委員会は1次評価の合計ポイントに必須達成評価項目の 達成状況・領域別評価の結果に応じた係数を反映させ、総合評											
			1次評価の領域別評価の結 合計ポイント	価を決定します。また、特殊事情を勘案したうえで、最終調整を行い、評価結果(案)を確定します。											
			果 2次評価の実施	2次評価の詳細については、「5.2次評価・評価結果(案)の確定について」を参照願います。											
			Z 外at IIIIの大心												
			領域別評価総合評価												
			(b) (C) (d)												
			1次評価の												
			領域別評価の結 1次評価の 必須達成 領域別評価の 領域別評価の												
			A												
評価実施年度 (令和7年度)		(教員評価委員会) 2次評価の実施 評価結果(案)の確定	領域別評価総合評価												
		計画相來 (來) 砂堆足	1次評価の												
	令和7年9月頃													領域別評価の結 果 (a) を簡削	
	7/11/43/198		スライド 総合評価を決定												
				領域別評価総合評価											
			教員評価委員会による最終調整 上記によらない特殊事情を勘案												
			TRINGS SIGN HOWATING MINK												
				領域別評価総合評価											
						評価結果(案)が確定									
			評価結果(案)を教員に通知												
			※7 不服申立て「無」 不服申立て「有」	※7 教員評価委員会は、評価結果を確定する前に教員本人に評価結果をを確定する前に教員本人に評価結果を確定する前に教員本人に評価結果をを示しています。											
		(教員)	不服申立てが無い場合は、当該	果案を適知します。 教員は、評価結果案に対して不服がある場合、不服申立てを行 うことができます。											
		評価結果(案)通知	・	期日までに不服申立がない場合、評価結果(案)は確定となり ます。											
			はしない												
			*8	WA MERITER AN INTERPRETATION											
		(教員評価委員会)	再審議	※8 教員評価委員会は、評価結果(案)に対する不服申立てがあった場合は、意見の内容を踏まえて再度審議を行い、審議を経て 評価結果が確定します。											
	令和7年10月頃	不服申立て対応 評価結果の確定	評価結果が確定	AI 国際は水ル 神人に ひまり。											
		(教員)	評価結果を教員に通知												
		評価結果通知	評価結果が確定												

# 2. researchmap への業績の登録について

教員は自身の業績を researchmap へ登録します。

researchmap に登録いただいた学術業績等は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、教員の教育研究活動に関する情報を広く社会に発信することを目的として研究者総覧に掲載するほか、令和7年度以降の教員評価で使用いたします。

## 3. 教員評価実施の通知及び調書案の配付・提出について

教員評価委員会は、教員に教員評価の実施及び評価の具体的な内容・方法等について通知します。併せて、 評価項目ごとに活動実績を記載した教員活動評価調書案(以下、調書という。)を配付します。

教員は教員評価実施要領等に基づき調書を作成し、総務課点検評価係へ提出します。

### 4.1次評価について

### (1) 概要

1次評価者は、事務局が取り纏めた所属教員の業績データ等を確認のうえ、最大5領域について6段階で評価します。併せて、領域別評価の結果をポイント化し、全ての領域のポイントを合わせた合計ポイントを算出します。

1次評価者は、領域別評価および算出した合計ポイントを教員評価委員会へ提出します。 所属長の1次評価については教員評価委員会が実施します。

### (2) 評価者について

評価者は、以下のとおりとします。

# ①准教授・講師・助教の1次評価者

職位	評価対象教員の所	1次評価における評価者		
	属組織	順位1	順位2	
	基礎医学	教授(領域・分野等の教授)	評価担当副学長又は	
			評価担当副学長が指名する者	
	看護学科	教授(領域・分野等の教授)	評価担当副学長又は	
			評価担当副学長が指名する者	
	学科目	教授	評価担当副学長又は	
准教授			評価担当副学長が指名する者	
講師	センター等	センター長、室長	評価担当副学長又は	
助教		(教授以上の者に限る)	評価担当副学長が指名する者	
	臨床医学	教授(領域・分野等の教授)	評価担当副学長又は	
			評価担当副学長が指名する者	
	診療科等	科長	評価担当副学長又は	
			評価担当副学長が指名する者	
	中央診療施設等	部長、センター長、室長	評価担当副学長又は	
		(教授以上の者に限る)	評価担当副学長が指名する者	

<sup>※</sup>順位1の者が欠員等により不在の場合は順位2の者により1次評価を実施する。

# ②教授の1次評価者

職位	評価対象教員の所属組織	1次評価における評価者
	基礎医学	
	看護学科	
	学科目	
教授	センター等	教員評価委員会
	臨床医学	
	診療科等	
	中央診療施設等	

#### (3) 領域別評価の配点について

1次評価における領域別評価の配点については、評価単位・職位・教員の選択した割合により、算出します。

教員個人の割合は全評価領域合わせて100%です。

教育、研究、診療の3領域については、教員個人が評価単位および職位区分ごとに設定された範囲内で割合を選択することができます。社会・国際、管理・運営の2領域については、評価単位・職位区分ごとに割合が固定されています(割合の変更はできません)。

教員活動評価調書により提出された業績を1次評価者である所属長が確認し、教員の各領域の評定区分を付します。その所属長が付した評定区分に応じて、各評価領域のポイント・1次評価の合計ポイントが決定します。

評価単位・職位ごとの配点については、以下のとおりとします。

# 【改正事項】評価単位が「センター等」の教員における教員が選択する割合について

センター等に所属する教員の割合については教育領域、診療領域は0~85%の範囲で、研究領域、管理・運営猟奇は5~90%の範囲で選択可能とします。社会・国際領域の割合については5%といたします。(教員評価委員会(令和7年1月28日開催)決定)

# 1次評価における評価の配点表

<u> </u>	Ф н і іші •								
評価単位	対象領域	職位区分			1 次計	平価における領域別評	#価の配点		
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
			割合		・教員自身が選択可能 合計は80%	0%	5%	15%	
			1	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	対象外	5ポイント	15ポイント
		教授	+	優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	対象外	4ポイント	12ポイント
			11	良好な水準標準的な水準	割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	対象外	3ポイント 2ポイント	9ポイント 6ポイント
			IV	原学的な小学 向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	対象外	1ポイント	3ポイント
			V	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	対象外	0ポイント	0ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
				割合	30%~55%の範囲で	教員自身が選択可能	0%	5%	10%
	「教育」					±85%			
基礎医学 看護学科	「研究」	准教授	11 +	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	対象外	5ポイント 4ポイント	10ポイント
学科目	「社会・国際」 「管理・運営」	講師	II	良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	対象外	3ポイント	6ポイント
	「官任・連名」		III	標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	対象外	2ポイント	4ポイント
			IV V	向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	対象外	1ポイント	2ポイント
			٧	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ボイント	対象外	0ポイント	0ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
				割合		・教員自身が選択可能 は90%	0%	5%	5%
			1	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	対象外	5ポイント	5ポイント
		助教	+	優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	対象外	4ポイント	4ポイント
			II	良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	対象外	3ポイント	3ポイント
			III	標準的な水準 向上が求められる水準	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント	対象外	2ポイント	2ポイント
			V	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	対象外	0ポイント	0ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
				割合	0%~85%の範囲で教	5%~90%の範囲で教	0%~85%の範囲で教	5%	5%~90%の範囲で教
					員自身が選択可能	員自身が選択可能	員自身が選択可能		員自身が選択可能
		365+110	11 +	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	割合×1.0 ポイント
		教授	11	優れた水準 良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント	4ポイント 3ポイント	割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント
			III	標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント
			IV	向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	割合×0.2 ポイント
			V	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	割合×0 ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
	「教育」			割合	0%~85%の範囲で教 員自身が選択可能	5%~90%の範囲で教 員自身が選択可能	0%~85%の範囲で教 員自身が選択可能	5%	5%~90%の範囲で教 員自身が選択可能
	「研究」		1	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	割合×1.0 ポイント
センター等			+	優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	割合×0.8 ポイント
	「社会・国際」		II	良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	割合×0.6 ポイント
	「管理・運営」		IV	標準的な水準 向上が求められる水準	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント 割合×0.2 ポイント
			V	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	割合×0 ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
				割合	0%~85%の範囲で教	5%~90%の範囲で教	0%~85%の範囲で教	5%	5%~90%の範囲で教
					員自身が選択可能	員自身が選択可能	員自身が選択可能		員自身が選択可能
		助教	1 +	特に優れた水準	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	5ポイント 4ポイント	割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント
		助教	II	良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	割合×0.6 ポイント
			III	標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	割合×0.4 ポイント
			IV V	向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	割合×0.2 ポイント
				改善を要する水準	H761	割合×0 ボイント	割合×0 ポイント	0ポイント	割合×0 ポイント
				評定区分/領域	教育	研究 研究 の 新田 つ 新昌 白 身 が	診療 診療	社会・国際	管理・運営
				割合	20%~4	0%の範囲で教員自身が 合計は80%	MESTAL FULL RE	5%	15%
				特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	15ポイント
		教授	+	優れた水準	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	割合×0.8 ポイント	4ポイント	12ポイント
			II	良好な水準標準的な水準	割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	3ポイント 2ポイント	9ポイント 6ポイント
			IV	向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント	1ポイント	3ポイント
			V	改善を要する水準	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	0ポイント	0ポイント
				評定区分/領域	教育	研究	診療	社会・国際	管理・運営
				割合	20%~4	0%の範囲で教員自身が	選択可能	5%	10%
除止医丛	「教育」			特に優れた水準	割合×1.0 ポイント	合計は85% 割合×1.0 ポイント	割合×1.0 ポイント	5ポイント	10ポイント
臨床医学 「研究」 診療科等 「診療」	「診療」	准教授	11 +	優れた水準	割合×1.0 ホイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ホイント 割合×0.8 ポイント	割合×1.0 ホイント 割合×0.8 ポイント	5ホイント 4ポイント	8ポイント
診療科等	<ul><li>・診療科等 「診療」</li><li>・中央診療施設等 「社会・国際」</li></ul>	講師	II	良好な水準	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	割合×0.6 ポイント	3ポイント	6ポイント
	LITT T. MINK!			標準的な水準	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	割合×0.4 ポイント	2ポイント	4ポイント
	「管理・運営」		III			athel A . O O	dut A . O O		0.00.4
			IV	向上が求められる水準	割合×0.2 ポイント	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント	1ポイント	2ポイント
				向上が求められる水準 改善を要する水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント	1ポイント 0ポイント	0ポイント
			IV	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 教育	割合×0 ポイント 研究	割合×0 ポイント 診療	1ポイント 0ポイント 社会・国際	0ポイント 管理・運営
			IV	向上が求められる水準 改善を要する水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 教育	割合×0 ポイント	割合×0 ポイント 診療	1ポイント 0ポイント	0ポイント
			IV V	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域 割合	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 数育 20%~ 割合×1.0 ポイント	割合×0 ポイント 研究 40%の範囲で教員自身が適 合計は90% 割合×1.0 ポイント	割合×0 ポイント 診療 選択可能 割合×1.0 ポイント	1ポイント 0ポイント 社会・国際 5% 5ポイント	0ポイント 管理・運営 5% 5ポイント
		助教	IV V	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域 割合 特に優れた水準 優れた水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 数育 20%~ 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×0 ポイント 研究 40%の範囲で教員自身が適 合計は90% 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×0 ポイント 診療 E択可能 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	1ポイント 0ポイント 社会・国際 5% 5ポイント 4ポイント	0ポイント 管理・運営 5% 5ポイント 4ポイント
		助教	IV V	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域 割合 特に優れた水準 優れた水準 良好な水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 数育 20%~ 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント	割合×0 ポイント 研究 40%の範囲で教員自身が資合計は90% 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント	割合×0 ポイント 診療 性状可能 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント	1ポイント 0ポイント 社会・国際 5% 5ポイント 4ポイント 3ポイント	0ポイント 管理・運営 5% 5ポイント 4ポイント 3ポイント
		助教	IV   V	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域 割合 特に優れた水準 優れた水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 数育 20%~ 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×0 ポイント 研究 40%の範囲で教員自身が適 合計は90% 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	割合×0 ポイント 診療 E択可能 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント	1ポイント 0ポイント 社会・国際 5% 5ポイント 4ポイント	0ポイント 管理・運営 5% 5ポイント 4ポイント
	「管理・運営」		IV   V   V	向上が求められる水準 改善を要する水準 評定区分/領域 割合 特に優れた水準 優れた水準 便好な水準 標準的な水準	割合×0.2 ポイント 割合×0 ポイント 数有 20%~ 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント 割合×0.4 ポイント 割合×0.4 ポイント	割合×0 ポイント 研究 40%の範囲で教員自身が没 60計は90% 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント 割合×0.4 ポイント 割合×0.4 ポイント	割合×0 ポイント 診療 提択可能 割合×1.0 ポイント 割合×0.8 ポイント 割合×0.6 ポイント 割合×0.4 ポイント	1ポイント 0ポイント 社会・国際 5% 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント	0ポイント 管理・運営 5% 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント

※選択可能となっている領域の割合については教員評価調書の提出時に申告する取扱いとする

#### 5.2次評価・評価結果(案)の確定について

#### (1) 概要

2次評価では、1次評価の領域別評価の合計ポイントに教員評価委員会が必須達成評価項目の達成状況、1次評価における6段階の領域別評価結果に応じた係数を反映させます。

反映後、合計ポイントを偏差値へと換算し、偏差値に応じて総合評価を決定します。 教員評価委員会において評価の最終調整を行い、評価結果(案)を確定します。

# (2) 必須達成評価項目について

"大学教員として達成することが望まれる項目"を必須達成評価項目として設定し、達成状況を確認し達成できなかったと判定する場合は、達成していない項目1つにつき、10ポイントを減ずることとします。 必須達成評価項目は以下の①~③までの3つとします。

### ①2年間で1編以上の原著論文(英文 or 邦文)を執筆すること

- ・評価実施年度の前年※および前々年※にジャーナルで公表された原著論文(英文 or 邦文)を評価対象とします。(※論文は暦年統計 例:令和7年度実施教員評価では2023年と2024年の論文が評価対象となります。)
- ・原則として全教員が対象となります。
- ・対象となるオーサーシップは「筆頭著者: first author」「責任著者: corresponding author」 とします。
- ・ここでいう原著論文とは、総説論文・症例報告を含まない。

# ②教員評価委員会が指定する研修会や講演会へ出席すること

- ・指定した講演会のうち、いずれか1つでも出席をすれば、達成したと判定し、「全て」に出席しなかった場合は、未達成と判定します。
- ・令和7年度実施の教員評価における対象となる講演会は、以下の3つのものです。
  - (i) FD 講演会 (講演者が外部講師のもの)
  - (ii) 大学院 FD 講演会 (講演者が外部講師のもの)
  - (iii) 研究セミナー (講演者が外部講師のもの)

### ③評価対象年度に科研費に応募すること

- ・研究代表者として新規で応募することが対象となります。 ただし、評価対象年度に研究代表者として継続研究課題(繰越・延長したものを除く)がある教員 は、応募したことと同等とみなします。
- ・公募期間が年度をまたぐ科研費(研究活動スタート支援・海外連携研究)については、公募期間の 最終日が属する年度を評価対象年度とします。
- ・厚生労働科学研究費補助金は対象外となります。
- ※ 達成するに至らなかった相応の理由がある場合は、教員評価委員会に指定の様式を提出のうえ、本評価項目免除の可否について判定を受けるものとします。

# (3) 領域別評価の反映について

2次評価において、ポイント算定の際に、以下のとおり領域別評価の結果に応じ、係数をポイントに乗じることとします。

領域別評価の結果	係数
すべてⅡ以上	1.0
すべてⅢ以上	0.9
IVが1つ以上あり	0.8
Vが1つ以上あり	0.7

### (4)総合評価の判定基準について

2次評価の合計ポイントを偏差値に換算し、偏差値を用いて以下のとおり総合評価を決定します。

	偏差値	評定区分	評定区分
	65以上	S	特に優れている
	57.5以上~65 未満	A +	優れている
2 次評価の合計ポイント	50 以上~57.5 未満	А	良好である
	42.5 以上~50 未満	B+	標準的である
	32.5以上~42.5 未満	В	向上が求められる
	32.5 未満	С	改善を要する

# 6. その他

# (1) 対象項目一覧について

令和7年度に実施する教員評価において対象項目となる業績については、「対象項目一覧」へ記載していますので、そちらをご覧ください。